

紙決裁から電子決裁（文書管理システム）への移行について

R5.7.11 庁議資料

DX推進

〈決裁に係る本市の方針〉
決裁は**電子決裁**で行う。**紙決裁は例外**の処理とする。

決裁時のペーパーレス化

〈目的・効果〉
事務処理、意思決定の
迅速化・省力化

電子申請の推進
提出書類の電子化
添付書類の見直し

コアNW上に情報データベース、
管理システムを構築

(従来)

紙決裁
による処理

見直し

重要 各所属で取り組む!

電子決裁に適した仕組みづくり
ルーティンの確立
II
決裁業務に係るプロセス全体の
見直し

電子決裁の実施

業務改革/事務改善へ



踏襲

紙決裁時の
アナログ的な業務手順

そのまま...

電子決裁の実施

負担増加/逆効果



低

(電子化率)

高

【紙起案による決裁】

- ・Chromebook、Surfaceが配布されない所属（行政委員会等を含む。）
- ・支払いのため会計室に回付する起案（R5年度のみ。コアNWと複合機が未接続）

【紙併用決裁】 ※電子決裁において、添付資料は紙のまま回付する決裁方法

- ・コアNWと複合機が未接続の場合
- ・紙で受領した書類が大量（31枚以上）の場合
- ・書類が規格外で複合機で電子化できない場合

【電子決裁】

- ・添付資料を含む全てを電子ファイルで対応（書類を電子ファイルで受領すると効率的）



各所属で電子化の状況を確認 ※令和5年度上半期

所属長のリーダーシップのもと決裁
事務ごとに電子化に取り組む!!

電子決裁

紙併用決裁

やむを得ず
紙決裁

（仮）電子決裁対応計画書の作成 ※令和5年度下半期

当面の間電子決裁を行わない決裁について、電子化への
対応方針・進捗状況等を示した計画書を作成

⇒行政管理局長宛に提出 早期の電子決裁実現を目指す